

福岡県公報

平成18年10月27日
第2600号

目次

告示(第2108号-第2124号)

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	1
○福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更	(地方課)	1
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	1
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○平成18年度一般会計補正予算	(財政課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	12
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	12
○土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	13
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	13
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課)	14

公告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	14
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	15

公安委員会

- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施
(警察本部生活安全総務課)18
- 警備員指導教育責任者講習の実施
(警察本部生活安全総務課)20

告示

福岡県告示第2108号

福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程(昭和48年9月福岡県訓令第16号)第135条の規定により次のように告示する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
有限会社 岩本商会(代表取締役 岩本 八重子)
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県北九州市若松区本町二丁目14番16号
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成18年8月31日

福岡県告示第2109号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成18年9月29日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第2110号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年10月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ハローデイ東中間店

(2) 所在地 福岡県中間市中尾二丁目3120番地10 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ハローデイ	福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号
株式会社ハヤシ	福岡県中間市中尾二丁目14番14号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ハローデイ	福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号
株式会社オレンジマート	福岡県北九州市小倉南区下南方三丁目5番15号
サマンサ	福岡県中間市池田二丁目1番105号
未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年6月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,718㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県中間市中尾二丁目3120番地10 外	117

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県中間市中尾二丁目3120番地10 外	75

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県中間市中尾二丁目3120番地10 外	112.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県中間市中尾二丁目3120番地10 外	36.3

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハローデイ	午前9時	午後10時
株式会社オレンジマート	午前9時	午後10時
サマンサ	午前10時	午後6時
未定	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県中間市中尾二丁目3120番地10 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第2111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

直方市

2 都市計画事業の種類及び名称

直方都市計画道路事業 3・4・3号 直方駅行橋線（直方駅前広場）

3・6・16号 直方駅上老良線

3・5・15号 山部高木線

3・5・15号 山部高木線（直方駅山部口広場）

8・7・1号 直方自由通路線

8・7・2号 直方駅南自由通路線

3 事業施行期間

平成18年10月27日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

直方市大字山部字州ノ崎、字原田、字市久、字喜藤太及び字中原田並びに古町地内

(2) 使用の部分

直方市大字山部字州ノ崎及び字原田並びに古町地内

福岡県告示第2112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	442号	大川市大字大橋588番先から 同市大字本木屋314番2先まで

福岡県告示第2113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長(メートル)	備考
那珂	県道	観世音寺 二日市線	前	太宰府市観世音寺 1丁目267番先から 筑紫野市二日市中央 4丁目707番1 先まで	4.1 ～ 17.8	1,842.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 224.0メ ートル
			前	同上	5.0 ～ 48.0	1,980.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 479.0メ ートル
			後	同上	4.1 ～ 17.8	1,842.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 224.0メ ートル

			後	同上	5.0 ～ 33.0	1,980.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 479.0メ ートル
--	--	--	---	----	------------------	---------	---------------------------------------

福岡県告示第2114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	観世音寺 二日市線	太宰府市朱雀3丁目2591番5先から 同市朱雀2丁目340番9先まで

福岡県告示第2115号

平成18年度一般会計補正予算は、平成18年9月第17回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

平成18年度福岡県一般会計補正予算（第1号）

平成18年度福岡県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ807,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,512,919,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成18年10月11日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分担金及び負担金		10,671,946	16,500	10,688,446
	1 分 担 金	779,118	△ 5,113	774,005
	2 負 担 金	9,892,828	21,613	9,914,441
9 国 庫 支 出 金		184,740,844	287,692	185,028,536
	1 国 庫 負 担 金	99,853,118	4,785	99,857,903
	2 国 庫 補 助 金	82,785,931	281,618	83,067,549
	3 委 託 金	2,101,795	1,289	2,103,084
13 繰 越 金		1	305,032	305,033
	1 繰 越 金	1	305,032	305,033
14 諸 収 入		104,984,005	258,397	105,242,402
	5 受 託 事 業 収 入	3,293,038	215,846	3,508,884
	8 雑 入	7,139,967	42,551	7,182,518

15 県	債		178,570,000	△	60,000	178,510,000	
		1 県	債	178,570,000	△	60,000	178,510,000
歳 入 合 計			1,512,112,290		807,621	1,512,919,911	

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		59,335,322	30,023	59,365,345
	1 総 務 管 理 費	26,008,147	30,023	26,038,170
4 環 境 費		4,496,932	210,000	4,706,932
	1 環 境 費	4,496,932	210,000	4,706,932
5 生 活 労 働 費		8,459,559	93,664	8,553,223
	2 労 政 費	1,716,140	93,664	1,809,804
6 農 林 水 産 業 費		75,882,185	351,028	76,233,213
	2 畜 産 業 費	2,032,829	△ 3,940	2,028,889
	3 農 地 費	33,001,609	87,948	33,089,557

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 林業費	13,721,590	133,920	13,855,510
	5 水産業費	10,373,960	133,100	10,507,060
7 商工費		76,354,036	32,000	76,386,036
	3 観光費	294,016	32,000	326,016
8 土木費		170,176,763	83,731	170,260,494
	2 道路橋りょう費	74,172,303	△ 300,015	73,872,288
	3 河川海岸費	42,075,486	307,846	42,383,332
	4 港湾費	4,772,250	75,900	4,848,150
	5 都市計画費	22,434,091	0	22,434,091
11 災害復旧費		3,829,164	7,175	3,836,339
	1 農林水産施設災害復旧費	1,107,418	7,175	1,114,593
歳出	合計	1,512,112,290	807,621	1,512,919,911

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
広域営農団地農道整備事業費	平成19年度から 平成21年度まで	1,990,000千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
緊急地方道路整備事業費	平成19年度から 平成21年度まで	3,764,000千円	平成19年度から 平成21年度まで	4,036,000千円
街路緊急地方道路整備事業費	平成19年度	160,000千円	平成19年度から 平成21年度まで	1,410,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活労働施設整備費	54,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成18年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	88,700	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成18年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成19年度以降に繰り越すことができる。 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
農地事業費	4,457,000				4,474,800			
林道事業費	1,650,000				1,723,600			
水産事業費	1,463,000				1,472,500			
砂防事業費	3,594,000				3,619,600			
都市計画事業費	2,464,000				2,436,300			
道路事業費	37,148,000				36,805,200			
災害復旧事業費	896,000				898,300			
大牟田リサイクル発電出資金					147,000			
計	178,570,000				178,510,000			

福岡県告示第2116号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字一条字小原526、及び527並びに字戸寄528、529-1、529-3及び530-1から530-4まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市通古賀3丁目1番39号
有限会社 ドラゴンズ 取締役 安本 美年子

福岡県告示第2117号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人イマジン
 - (2) 代表者の氏名
渡邊 久也
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区祖原14番20号
 - (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、わが国のみならず世界の人々に対して、科学技術の研究開発及びその実用化に関する事業を行い、技術革新による生活の質の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、わが国のみならず世界の人々に対して、技術革新を推進するとともに、生活の質の向上を図る事業を行い、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2118号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
（変更前）特定非営利活動法人健康回復支援研究所
（変更後）NPO法人すこやかコミュニティセンター
 - (2) 代表者の氏名
藤島 和孝
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区天神三丁目6番36号
 - (4) 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、人が持つ自然治癒力を目覚めさせ、心身のバランスを整え、免疫力を強化する特徴がある代替医療の普及に務めるため、調査・研究を行い、市民に良質な代替医療の情報提供及び啓発を行い、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、地域住民の疾病予防及び健康の維持増進並びに自然環境

の保全を推進するための研究及び啓発を行い、地域住民の健康と福祉並びに生活の質の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2119号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人HEARTY. SMILE

(2) 代表者の氏名

石橋 誠

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市東区みどりが丘二丁目25番13号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、知的障害者、身体障害者及び障害児の方々に対して、福祉作業所の運営や支援費制度に基づく知的障害者居宅生活支援事業、身体障害者居宅生活支援事業及び児童居宅生活支援事業などを行い、障害者の方々に生きる喜びを与え、豊かな人生の実現を支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、在宅で支援が必要な障がい児（者）の方々に対して、福祉作業所の運営、障害者自立支援法に基づく各種の障害福祉サービスや福祉向上に関する事業を行うことにより、障がい児（者）の方々に生きる喜びを与え、豊かな人生の実現を支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2120号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

飯塚市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第2121号

解散した清算法人柳川市昭代土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
古 賀 正 治	柳川市田脇709番地 1
河 村 清 春	〃 間391番地 1
江 上 幸 雄	〃 〃 104番地 2
高 寄 正 市	〃 〃 846番地 1
乗 富 幸 夫	〃 〃 1493番地 2
椛 島 陸 男	〃 久々原597番地
梅 崎 善 宗	〃 七ツ家278番地

梅 寄 一 眞	〃 〃 540番地 4
梅 崎 三 男	〃 〃 1129番地 1
古 賀 久 善	大川市大字一木27番地
石 橋 輝 光	〃 大字三丸1150番地 2

福岡県告示第2122号

安中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
龍 正 道	大川市大字新田801番地
龍 馨	〃 〃 803番地
龍 重 良	〃 〃 738番地
古 賀 秋 人	〃 〃 26番地 2
龍 郁 身	〃 〃 454番地 2 の 1
古 賀 昭 典	〃 〃 144番地 1
古 賀 豊 治	〃 〃 768番地 1
龍 正 勝	〃 〃 818番地
江 頭 松 美	〃 大字一木530・531番地合併
古 賀 繁 美	〃 大字新田759番地

2 退任監事

氏 名	住 所
龍 龍 男	大川市大字新田798番地 1
龍 繁 徳	〃 〃 765番地 1
山 口 朝 昭	〃 〃 558番地

3 就任理事

氏 名	住 所
龍 正 道	大川市大字新田801番地
龍 正 勝	〃 〃 818番地
竜 清 紀	〃 〃 800番地
龍 博 美	〃 〃 808番地 2
竜 秀 實	〃 〃 784番地 1 の 1, 785番地 1
龍 重 良	〃 〃 738番地
古 賀 豊 治	〃 〃 768番地 1
龍 久 喜	〃 大字三丸1047番地 6
古 賀 繁 美	〃 大字新田759番地
江 頭 松 美	〃 大字一木530・531番地合併

4 就任監事

氏 名	住 所
龍 龍 男	大川市大字新田798番地 1
龍 繁 徳	〃 〃 765番地 1
山 口 朝 昭	〃 〃 558番地

福岡県告示第2123号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 P・Max Support

(2) 代表者の氏名

樋口 潤

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市大和町五丁目1番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、消費者金融実務経験者が、地域住民に対して、各種金銭貸借（借入れ、返済等）、悪質な違法金融業者（俗に言うヤミ金）等に対する相談に応じると共に、金融商品の安易な利用防止策、また活用法等の消費生活に関する情報の収集・提供を行う。また、違法金融業者等の広告物撤去等を行い、消費者を取り巻く環境を改善することによって、消費生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2124号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日	適用条文
officeG・A・F 谷口 浩史	北九州市八幡西区 皇后崎町11-2	福岡県知事 (2) 第07592号 平成16年9月17日	平成18年10月11日	貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第6号

公 告

公告

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第37号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

火災報知器の購入に係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年11月24日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

火災報知器の購入に係る単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成18年11月24日（金）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

平成18年12月7日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	07	防災機器	AA
13	03	ビル清掃管理	AA
13	11	その他	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成18年10月27日（金）から平成18年11月29日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成18年11月22日(水) 午前11時00分

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限

平成18年12月7日(木) 午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成18年12月8日(金) 午前11時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者

がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Contract matter

The contract to purchase fire alarms at unit-price.

(2) Deadline for Tender

5:00 PM on December 7, 2006

(3) Contact Point for the Notice: General Affairs Center, General, Affairs

Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7

Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

TEL 092-643-3092

公安委員会

福岡県公安委員会告示第290号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年10月27日

福岡県公安委員会

1 講習の区分、期日、時間及び場所

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成19年1月9日（火）から 同年1月12日（金）までの間	午前9時30分から 午後4時35分まで （ただし、最終日の講習については 午前11時15分までとし、その後、修了 考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成19年1月15日（月）から 同年1月18日（木）までの間		
平成19年1月22日（月）から 同年1月25日（木）までの間		
平成19年2月19日（月）から 同年2月22日（木）までの間		

(2) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成19年2月8日（木）から 同年2月9日（金）までの間	午前9時30分から 午後4時35分まで （ただし、最終日の講習については 午後0時10分までとし、その後、修了 考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受講定員

各講習30名

3 受講対象者（各講習とも共通）

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

4 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 旧資格者証の写し

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 法第2条第1項第1号に係る警備業務

(ア) 平成19年1月9日（火）からの講習

平成18年11月2日（木）から平成18年12月22日（金）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時までの間

(イ) 平成19年1月15日（月）からの講習

平成18年11月2日（木）から平成18年12月27日（水）までの県の休日を除く毎日、午前10時から午後5時までの間

(ウ) 平成19年1月22日（月）からの講習

平成18年11月2日（木）から平成19年1月12日（金）までの県の休日を除く毎日、午前10時から午後5時までの間

(エ) 平成19年2月19日（月）からの講習

平成18年11月2日（木）から平成19年2月2日（金）までの県の休日を除く毎日、午前10時から午後5時までの間

イ 法第2条第1項第4号に係る警備業務

平成18年11月9日（木）から平成19年1月19日（金）までの県の休日を除く毎日、午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受講申込者が定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記4）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）すること。

6 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務
23,000円

(2) 法第2条第1項第4号に係る警備業務
10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受験申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにお

いても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県公安委員会告示第291号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成18年10月27日

福岡県公安委員会

1 講習の区分、期日、時間及び場所

法第2条第1項第4号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成19年2月2日（金）から同年2月9日（金）までの間（ただし、土、日曜日については休講とする。）	午前9時30分から午後4時35分まで（ただし、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後、修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受講定員

30名

3 受講対象者

当該講習の受講対象者については、受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

4 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 前記3の受講対象者に該当することを疎明する書面

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成18年11月9日（木）から平成19年1月19日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受講申込者が定員に達したときは、受付けを締め切ることとする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記4）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）すること。

6 講習受講手数料

34,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにお

いても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二号
チユルエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)